

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	イオンモール株式会社
住所	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input checked="" type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	--

2 事業の概要

事業者の業種	K. 不動産 貸事務所業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 6911)
事業概要	大規模地域開発及びショッピングモール開発と運営 (2014年2月現在、国内外143店舗を運営。(プロパティマネジメント店舗を含む) 広島市内については、イオンモール広島祇園・広島段原の2店舗を運営) 不動産売買・賃貸・仲介 [国土交通大臣(2)第7682号]

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標の達成状況

(※温室効果ガス排出量の下限は削減量の対基準年度比 $((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量))

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元年度	令和2～令和4年度(平均値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2～令和4年度(平均値)
温室効果ガス実排出量(*5)	7,958 t-CO ₂	7,900 t-CO ₂	7,042 t-CO ₂	7,102 t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		0.7 %	11.5 %	10.8 %	%	%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
		%	%	%	%	%
実績に対する自己評価	コロナ禍において、空調の運転時間が増加しているものの、温室効果ガス排出の抑制を意識し、最低限の排出量で営業を実施できた。					

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標の達成状況 (※任意記載)

(※原単位の下段は削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	計画期間の実績 b			
	令和元年度	令和2~令和4年度(平均値)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2~令和4年度(平均値)
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
		%	%	%	%	%
原単位の指標及び実績に対する自己評価						

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の実施状況

【THE OUTLETS HIROSHIMA】①中間期にはチラー運転を行わず、外調機を外気冷房モードとし、必要があるゾーンのみチラー運転を行うなど抑制に努めた。②空調の設定温度をこまめに変更し、空調の必要性が低いエリアについては送風運転とした。③営業時間変更や休業テナント発生時、不要な照明点灯や換気機運転がないよう注意し、タイマー変更を行った。④一部トイレの手洗いに、コージェネレーションシステムによる給湯を実施している。⑤チラーの運転時間について、05号機・06号機は1時間/日、E01号機は2時間/日の削減を行った。⑥太陽光発電システムを導入した。

【広島段原】空調を省エネルギーに配慮した設定にしての運転管理（冷房26℃、暖房20℃設定）、照明及び空調不要区画の運転停止の実施・間引き照明（後方通路）を実施、高効率照明器具（LED照明等）へ順次更新/照明器具にキャノピスイッチを設置。使用する時だけ照明を点灯、空調の間欠運転の実施、駐車場排気ファンの運転時間調整の実施、季節に合ったダンパー調整を行い、最適な外気導入を実施

【広島祇園】ターボ冷凍機の出力調整については基本的な考え方は昨年通りとしたが、外気温の変化に合わせて空調稼働時間の細やかな調整（開店前・閉店後の停止）を実施。パッケージエアコンの設定温度を高くした。ライトダウンキャンペーンを6月8日から8月31日まで実施しており、屋外照明の一部消灯を行った。また、夏季のデマンド対策も兼ねて屋内共用部間接照明を消灯する等の対策を実施した。

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の実施状況（環境価値(*8)の活用等）

4 その他の取組の実施状況

【THE OUTLETS HIROSHIMA】

- ・増床活性化後の運用開始に向けて、太陽光発電システムの導入を実施した。
- ・廃棄物のリサイクル率80%以上の維持
- ・当社従業員及びモールで働く従業員への環境教育の実施（地球温暖化対策・廃棄物教育）
- ・公共交通機関の利用促進（モール従業員及びお客さま）。
- ・敷地内緑化（植栽帯）、壁面緑化（増床棟）の維持管理の実施。

【広島段原】

廃棄物のリサイクル率80%以上の維持
 当社従業員及びモールで働く従業員への環境教育の実施（地球温暖化対策・廃棄物教育）
 公共交通機関の利用促進（モール従業員及びお客さま）

【広島祇園】

- ・廃棄物のリサイクル率80%以上の維持。
- ・当社従業員及びモールで働く従業員への環境教育の実施（地球温暖化対策・廃棄物教育）
- ・公共交通機関の利用促進（モール従業員及びお客さま）
- ・敷地内緑化（植栽帯）の維持管理の実施
- ・レジ袋の有料化の取り組み、紙ストロー使用推奨の取り組み

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
 *8 環境価値とは、ワセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。